

# 長野県住生活基本計画（H23～H32）の改定について

## 1 根拠

住生活基本法（平成 18 年 6 月 8 日法律第 61 号）（抜粋）

<p>第 3 章 住生活基本計画 （全国計画）</p> <p>第 15 条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、<u>国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p>（都道府県計画）</p> <p>第 17 条 都道府県は、<u>全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。</u></p>
---

現行の長野県住生活基本計画（計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度）の前期 5 年（平成 23 年度から平成 27 年度）が経過することから、平成 28 年 3 月の住生活基本計画（全国計画）の改定を受けて、平成 28 年度から平成 37 年度までの計画に改定する。

## 2 策定体制

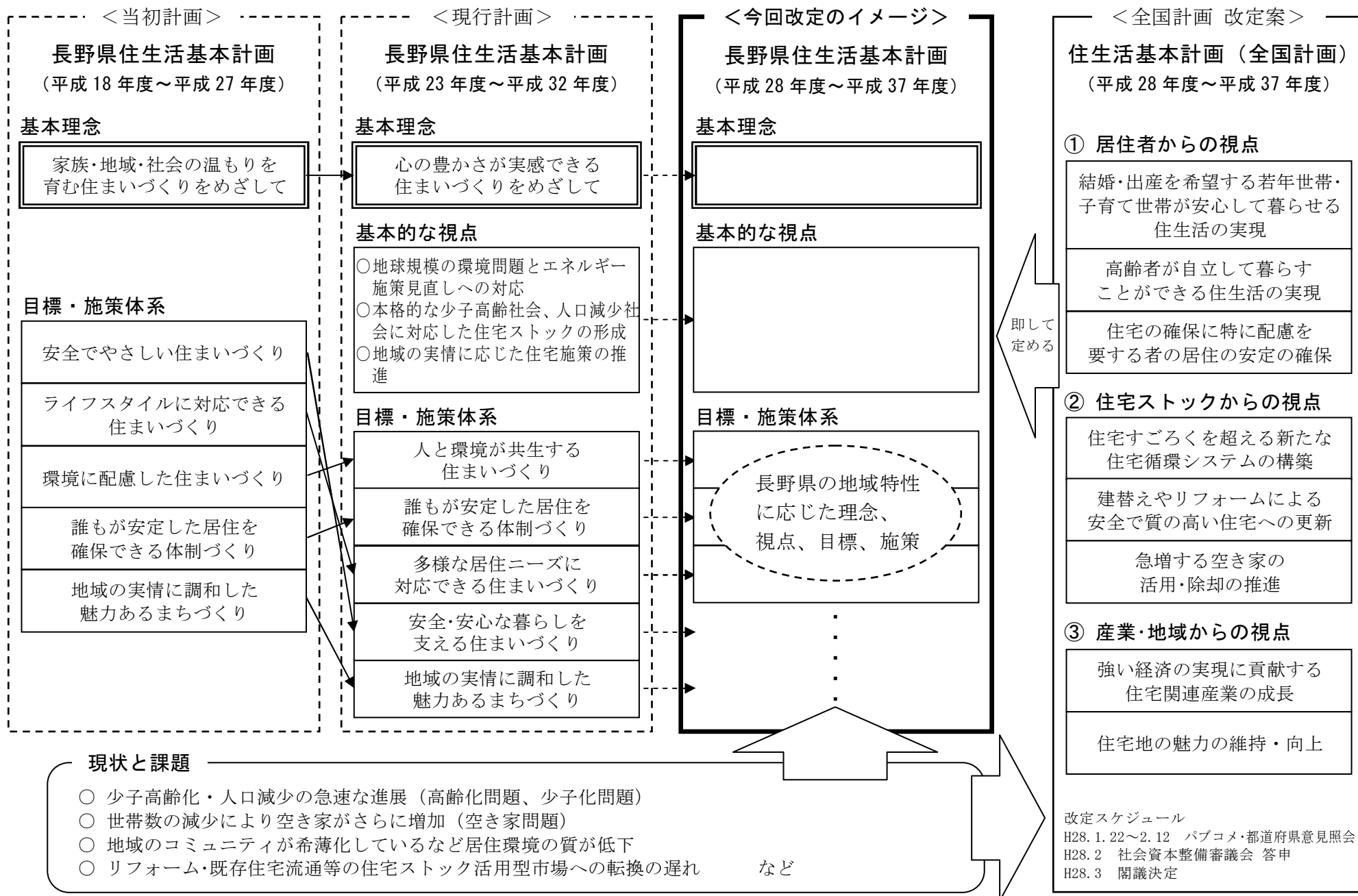
- (1) 長野県住宅審議会、同幹事会
- (2) 幅広い県民意見等の聴取

区 分	内 容
意見募集	パブリックコメント（県ホームページ等）他
調査	住まいに関する県民アンケート調査、新築住宅性能実態調査（H27 年度）

## 3 スケジュール

	H27 年度		H28 年度			
	6/16	2 月	5 月	8 月	10 月	12 月
住宅審議会	アンケート項目検討	アンケート結果報告 統計分析・意見交換	諮問・方向性整理	計画素案の検討	計画の最終検討	答申
幹事会	← 必要に応じて開催 →					
意見募集	← パブリックコメント(9 月) → ← 市町村に協議 →					
調査等	県民アンケート（12 月） 新築住宅性能調査（8～12 月）					

# 長野県住生活基本計画の変遷



長野県住生活基本計画（H23～32） 目標達成指標の状況

目標達成指標			現状値	参考（直線補間による目安値）	
<b>人と環境が共生する住まいづくり</b>					
1	省エネルギー基準(H11基準)を満たす新築住宅	59% (H22) ⇒ 90% (H32)	77% (H27)	74.5% (H27)	
2	太陽光発電システムのある住宅ストック	14,100戸 (H20) ⇒ 75,000戸	49,800戸 (H25)	39,475戸 (H25)	
3	住宅への県産木材の利用	30% (H20) ⇒ 50% (H32)	35% (H25)	38.3% (H25)	
<b>誰もが安定した居住を確保できる住まいづくり</b>					
4	公営住宅の供給(県営+市町村営)	供給目標量	7,900戸 (H23～27)	7,022戸 (H23～26)	6,320戸 (H23～26)
		上記のうち建替	1,100戸 (H23～27)	297戸 (H23～26)	880戸 (H23～26)
5	最低居住面積水準	2.0% (H20) ⇒ できるだけ早期に解消	1.8% (H25)		
6	高齢者向け住宅のストック	0.37% (H17) ⇒ 3～5% (H32)	1.65% (H26)	2.54% (H26)	
<b>多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり</b>					
7	住宅性能表示制度を利用する新築住宅	16.5% (H22) ⇒ 40% (H32)	10.9% (H26)	25.9% (H26)	
8	長期優良住宅の認定を受けた新築住宅	9% (H21) ⇒ 20% (H32)	14% (H26)	14% (H26)	
9	住宅の利活用期間	減失住宅の平均築後年数	約27年 (H20) ⇒ 約40年 (H32)	約37年 (H25)	約32年 (H25)
		住宅の減失率	約6.2% (H15～20) ⇒ 約5% (H27～32)	約6.0% (H20～25)	約5.7% (H20～25)
10	リフォームの実施	4.8% (H16～20平均) ⇒ 8% (H32)	5.0% (H21～25平均)	6.13% (H21～25平均)	
11	既存住宅の流通	8.9% (H20) ⇒ 20% (H32)	11.4% (H25)	13.5% (H25)	
12	誘導居住面積水準	全世帯	71% (H20) ⇒ 85% (H32)	73% (H25)	76.8% (H25)
		子育て世帯	55% (H20) ⇒ 70% (H32)	56% (H25)	61.2% (H25)
<b>安全・安心な暮らしを支える住まいづくり</b>					
13	建築物の耐震化	住宅	72% (H20) ⇒ 95% (H32)	78% (H25)	81.5% (H25)
		特定建築物	85% (H23) ⇒ 95% (H32)	90% (H27)	89.4% (H27)
14	大規模建築物における吹付けアスベストの除去	17% (H22) ⇒ 50% (H32)	19% (H26)	30.2% (H26)	
15	高齢者の居住する住宅のバリアフリー化	一定のバリアフリー化	43% (H20) ⇒ 80% (H32)	48% (H25)	58.4% (H25)
		高度のバリアフリー化	12% (H20) ⇒ 25% (H32)	13% (H25)	17.4% (H25)
<b>次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり</b>					
16	景観育成住民協定の認定	164件 (H22) ⇒ 175件 (H32)	168件 (H26)	168.4件 (H26)	
17	景観行政団体市町村	11市町村 (H22) ⇒ 25市町村 (H32)	18市町村 (H26)	16.6市町村 (H26)	
18	住民の合意形成によるまちづくり地区	65地区 (H22) ⇒ 80地区 (H32)	73地区 (H26)	71地区 (H26)	